

## 「KYOTO in TOKYO (仮)」企画運営業務 仕様書

### 1 業務名称

「KYOTO in TOKYO (仮)」企画運営業務

### 2 業務履行期間

契約締結の日から令和3年2月28日まで

### 3 業務目的

新型コロナウイルス感染症の拡大により、催事・行事といった販売機会が激減し、かつてないほど深刻な影響を受けている京都の産業を守るため、首都圏において販売促進につながるイベントを実施する。

### 4 業務内容

#### (1) イベント内容

東京都内の集客が見込める会場で、首都圏在住者をターゲットとした以下の観点を踏まえた京都の伝統産業製品等、農林産品等の販売促進イベントを実施すること。

- 京都の魅力を「知る」「見る」「食べる」の観点でPRすること。
- 物販だけでなく京都への関心を高めるものにする。
- 取扱商品（本市の伝統産業製品や農林産品等）60点以上及び販売条件（買取、委託等）を提案し、展示販売すること。
- 京都の企業から出展を募ること。その際の出展料については、本市と協議のうえ決定することとする。
- 入場料は無料とする。
- イベント後も、一部の商品の販売を継続できるようにすること。

#### (2) 開催時期

時 期：令和3年2月

期 間：2週間以上

会 場：東京都内で、複合施設等（売場面積40000平米程度以上）  
で、集客人数が1日1万人以上を見込めること。

#### (3) 販売形態

受託事業者が、レジ管理を一括し、売上等の管理・報告を行い、  
売上は受託事業者から、出展事業者に直接振り込むこと。

なお、振込条件等については、本市と相談すること。

#### (4) 情報発信の実施

首都圏を中心に効果的に広報できる内容を提案すること。

(5) その他

会期中については、受託事業者において、円滑な会場運営に必要な人員配置を行い、来場者数及び売上等については、適宜報告すること。

イベントの実施にあたっては、新型コロナウイルス感染症感染拡大予防ガイドラインを作成し、本市の承認を得ること。

その他の事項についても、受託者は、本市と協議しながら事業の実施を進めること。

## 5 成果品

- (1) 業務完了届
- (2) 業務報告書及び関係書類一式（電子データを含む） 4部
- (3) その他市長が必要とする書類（電子データを含む） 4部

## 6 留意事項

- (1) 本市職員との連絡を密に取ること。
- (2) 業務の進捗に当たっては、本市職員と協議し、その指示に従うこと。
- (3) 本業務の実施により得られた成果は、本市に帰属する。
- (4) 本業務の実施による広報物の著作権や使用権は、本業務の実施前から著作権や使用権等を持つものを除き、本市に帰属する。
- (5) 業務遂行に当たり知り得た個人情報、個人情報保護法及び京都市個人情報保護条例に則り、適切に管理すること。
- (6) 受託者は、業務の全部を第三者に委託してはならない。
- (7) 受託者は、業務の一部を再委託するときは、あらかじめ本市の承認を得なければならない。
- (8) 本市は(7)の承認をするときは、条件を付すことができる。
- (9) 本仕様書に定めのない事項、又は本仕様書に疑義が生じた時には、両者協議のうえ、これを定め、協議が整わない場合は本市の定めるものとする。